

一般社団法人 富山県労働基準協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

(会費の算定基準)

第2条 会費は年額とし、会費算定基準は別表のとおりとする。

(会費の納期)

第3条 会員は毎事業年度の4月末までに、会費年額の全額を納付しなければならない。但し、本会の会長が認めた場合には、納期の変更または分割納入を行うことができる。

2 事業年度の途中において、本会の会員となった場合は、その年度の会費は、月割により納付するものとする。

(会費ランクの変更)

第4条 会員は従業員数に変更になったときは、速やかに本会に連絡するものとする。

2 当該年度の会費ランクの確定は4月末とし、5月以降の変更もしくは申し出の場合の会費ランクは、翌年度からの適用とする。

(退会時の会費)

第5条 会員が4月末までに退会を申し出た場合は、当該年度の会費は請求しない。但し、5月以降の申し出の場合は、年度末退会とし、当該年度の会費は納付するものとする。

2 既納の会費は返還しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要の事項は理事会の承認を経て、会長がこれを定める。

付 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

会費算定基準表

平成8年4月1日適用

会費ランク	事業場従業員数 (人)	会費年額 (円)
A	1 ~ 9人	5,700
B	10 ~ 29人	6,800
C	30 ~ 49人	7,900
D	50 ~ 99人	9,800
E	100 ~ 299人	15,600
F	300 ~ 999人	38,500
G	1,000 ~ 1,999人	76,500
H	2,000 ~ 4,999人	124,000
I	5,000人以上	190,000

注1. 従業員数は、毎年度4月1日現在の常用労働者数(労災保険適用対象者)とする。

注2. 年度途中での入会の場合は、月割計算(100円未満切り捨て)とする。